

青森県地域防災計画

- 原子力編 -

(平成15年12月18日修正)

青森県防災会議

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画の周知徹底	2
第 4 節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	2
第 5 節 防災対策を実施すべき市町村の範囲	2
第 6 節 所在市町村に隣接する市町村の対応（原子燃料サイクル施設等に係るもの）	3
第 7 節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第 2 章 災害予防対策	12
第 1 節 基本方針	12
第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	12
第 3 節 立入検査と報告の徴収	12
第 4 節 原子力防災専門官との連携	12
第 5 節 情報の収集・連絡体制等の整備	13
第 6 節 災害応急体制の整備	16
第 7 節 避難収容活動体制の整備	19
第 8 節 緊急輸送活動体制の整備	20
第 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	21
第 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	22
第 11 節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発	22
第 12 節 防災業務関係者に対する研修	23
第 13 節 防災訓練等の実施	23
第 14 節 原子力施設上空の飛行規制	25
第 15 節 災害復旧への備え	25
第 3 章 災害応急対策	26
第 1 節 基本方針	26
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	26

第3節	活動体制の確立	31
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	42
第5節	飲料水、飲食物の摂取制限等	44
第6節	学校等における臨時休業等の措置	46
第7節	治安の確保	46
第8節	緊急輸送活動	46
第9節	救助・救急、消火及び医療活動	48
第10節	住民等への的確な情報伝達活動	52
第11節	核燃料物質等の事業所外運搬の事故に対する対応	54
第4章	災害復旧対策	55
第1節	基本方針	55
第2節	放射性物質による汚染の除去等	55
第3節	各種制限措置の解除	55
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	55
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成	55
第6節	風評被害等の影響の軽減	56
第7節	被災中小企業等に対する支援	56
第8節	心身の健康相談体制の整備	56
第9節	物価の監視	56

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工の事業、原子炉の運転、再処理の事業、廃棄の事業、核燃料物質の使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1．青森県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、青森県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災業務計画と抵触することがないように作成するものである。

県等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2．青森県地域防災計画（風水害等編・地震編）との整合性

この計画は、「青森県地域防災計画」の「原子力編」として定めるものであり、本計画編に特別の定めのない事項については、「青森県地域防災計画（風水害等編）」及び「青森県地域防災計画（地震編）」によるものとする。

3．市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画（原子力編）を作成又は修正するにあたっては、防災基本計画を基本とするものとし、防災業務計画又は県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町村の地域防災計画（原子力編）の作成又は修正に協力するものとする。

4 . 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により必要があると認める場合にはこれを修正するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

この計画の修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)を十分に尊重するものとする。

第5節 防災対策を実施すべき市町村の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、各原子力施設ごとに行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとされている。

この考え方をふまえ、本県において、地域防災計画（原子力編）を作成すべき市町村は、六ヶ所村、東通村、むつ市及び横浜町とする。また、原子力防災対策を実施すべき対象地域は、六ヶ所村、東通村、むつ市及び横浜町の全域とする。

なお、対象とする施設とそれぞれの施設ごとの所在市町村及び関係周辺市町村並びにこれらの市町村の中で、特に被ばくの低減のための防護措置（屋内退避、避難等）を講ずべき地域は、下表のとおりとする。

対象施設

施設区分	施設名	関係市町村
原子燃料サイクル施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原燃(株)ウラン濃縮工場 ・日本原燃(株)再処理工場 ・日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センター ・日本原燃(株)高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター ・(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所 	所在市町村 六ヶ所村
東通原子力発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力(株)東通原子力発電所 	所在市町村 東通村 関係周辺市町村 むつ市、横浜町、六ヶ所村

特に被ばくの低減のための防護措置（屋内退避、避難等）を講ずべき地域

原子燃料サイクル施設等に係る地域	六ヶ所村	尾駈レイクタウン、尾駈浜、野附、尾駈、老部川、新町、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、室ノ久保、戸鎖
東通原子力発電所に係る地域	東通村	砂子又、上田代、下田代、小田野沢、老部、白糖
	むつ市	二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓
	横浜町	林尻の一部（発電所から10km内）
	六ヶ所村	泊

（再処理施設を中心とした概ね半径5km及び原子力発電所を中心とした概ね半径10km）

第6節 所在市町村に隣接する市町村の対応（原子燃料サイクル施設等に係るもの）

所在市町村に隣接する市町村（三沢市、野辺地町、横浜町、上北町、東北町、東通村）においては、必要に応じ情報連絡、住民広報の体制等を整備しておくものとする。

第7節 計画の基礎とするべき災害の想定

第5節でいうところの原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、以下のとおりである。

1．原子燃料サイクル施設等

（1）ウラン濃縮施設

配管破損等によりウラン等が漏えいすることが想定される。これらの放射性物質は、エアロゾル状態(気体中に浮遊する微粒子)となって空気中に移行するが、施設から放出される前にフィルタによりその大部分が除去される。フィルタを通して放出されるものは、プルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)となって放出、拡散される。

(2) 再処理施設

火災爆発等による放射性物質の放出

火災、爆発等の発生によってプルトニウム、核分裂生成物等の放射性物質の一部がエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。空気中に移行した放射性物質は、施設から放出される前にフィルタによりその大部分が除去される。フィルタを通して放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って、拡散により濃度は低くなる。これらの事故の中では、プルトニウムを含む有機溶媒火災による放射性物質の放出量がもっとも大きくなると考えられる。

臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂生成物の放出に加え、核分裂反応によって中性子線及びガンマ線が発生するが、再処理施設においては放射線を遮へいする構造となっているため、放射線の影響は無視できる。核分裂生成物の放出は、臨界事故によって生じた揮発性の希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べきわめて少ない。放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。また、臨界事故によって生じた希ガスのうちの多くは短半減期核種であり、時間とともに速やかに減衰する。

(3) 低レベル放射性廃棄物埋設施設

廃棄体の落下破損等によって一部が粉体化しエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。廃棄体の内包される放射エネルギー(コバルト60、セシウム137等)は少なく、その影響は極近距離に限定される。また、落下時の発生量が多いとみられる粗い粒子状のものは早く沈降すると考えられる。

(4) 高レベル放射性廃棄物管理施設

ガラス固化体の落下破損等によって一部が粉体化しエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。ガラス固化体中にはストロンチウム90、アメリカシウム241等が含まれる。ガラス固化体は9m落下においても破損しないが、破損を想定した場合であってもエアロゾルとして

空気中に移行する割合は小さく、その影響は極近距離に限定される。また、施設から放出される前にフィルタによりその大部分が除去される。

(5) 使用施設(六ヶ所保障措置分析所)

火災の発生によってプルトニウム及びウランの一部がエアロゾル状態となって空気中に移行することが想定される。空気中に移行した放射性物質はプルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って、拡散により濃度は低くなる。火災の中では、粉末状のプルトニウムを取り扱うグローブボックス内火災による放射性物質の放出量が最も大きくなると考えられる。

2. 原子力発電所

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾルとして放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

(資料1-1-1原子力施設の概要)

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、関係消防機関(関係市町村の行政区域を管轄する消防機関をいう。以下同じ。)、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は青森県地域防災計画(風水害等編)及び青森県地域防災計画(地震編)第1章5節に定める「各機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県

事務又は業務

1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議等に関する事。
2. 原災法に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事。
3. 情報の収集・連絡体制の整備に関する事。
4. 緊急時通信連絡網の整備・維持に関する事。
5. 緊急消防援助隊の受入体制等の整備に関する事。
6. 自衛隊への派遣要請に関する事。
7. 緊急被ばく医療チームの受入体制の整備に関する事。
8. 広域的な応援協力体制等に関する事。
9. 環境放射線等モニタリングに関する事。
10. 緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）ネットワークシステムに関する事。
11. 専門家の派遣要請、搬送体制に関する事。
12. 市町村の屋内退避・避難誘導計画の作成の支援に関する事。
13. 緊急時の道路交通管理体制の整備に関する事。
14. 防災活動用資機材の整備に関する事。
15. 医療用活動資機材及び緊急時被ばく医療活動体制等の整備に関する事。
16. 住民等への情報伝達体制の整備に関する事。
17. 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事。
18. 防災業務関係者に対する研修に関する事。
19. 防災訓練の実施に関する事。
20. 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等に関する事。
21. 対策拠点施設の設置準備への協力に関する事。
22. 警戒本部の設置、運営及び廃止に関する事。
23. 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。
24. 飲料水飲食物の摂取制限、農林水産物の採取・出荷制限及び解除の指示に関する事。
25. 緊急輸送の調整に関する事。
26. 緊急時医療活動に関する事。
27. 住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に関する事。
28. 環境放射線等モニタリング結果の公表に関する事。
29. 災害に係る記録等の作成に関する事。
30. 風評被害の未然防止・影響低減のための広報活動に関する事。
31. 周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談体制の整備に関する事。
32. 被災中小企業等に対する援助、助成措置の相談窓口の設置に関する事。
33. 設備復旧資金、運転資金の貸付に関する事。
34. 生活必需品の物価の監視に関する事。

2 県警察本部

事務又は業務

1. 住民等に対する広報及び屋内退避、避難等の誘導に関する事。
2. 立入制限措置及び交通規制に関する事。
3. 治安の確保に関する事。

3 県教育委員会

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。2. 児童生徒の安全対策に関すること。3. 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。

4 所在市町村（原子燃料サイクル施設等：六ヶ所村、東通原子力発電所：東通村）

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議等に関すること。2. 原災法に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。3. 情報の収集・連絡体制の整備に関すること。4. 緊急時通信連絡網の整備・維持に関すること。5. 広域的な応援協力体制等に関すること。6. 環境放射線等モニタリングへの協力に関すること。7. 避難収容活動体制の整備に関すること。8. 専門家の搬送体制への協力に関すること。9. 緊急時の道路交通管理体制の整備に関すること。10. 防災活動用資機材の整備に関すること。11. 住民等への情報伝達体制の整備に関すること。12. 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること。13. 防災業務関係者に対する研修に関すること。14. 防災訓練の実施に関すること。15. 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等に関すること。16. 警戒本部の設置、運営及び廃止に関すること。17. 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。18. 屋内退避、避難誘導等の防護活動に関すること。19. 避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の供給に関すること。20. 飲料水飲食物の摂取、農林水産物の採取・出荷の制限及び解除に関すること。21. 緊急輸送の調整に関すること。22. 緊急時医療活動への協力に関すること。23. 住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に関すること。24. 風評被害の未然防止・影響低減のための広報活動に関すること。25. 災害に係る記録等の作成に関すること。26. 周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談体制の整備に関すること。27. 被災中小企業等に対する援助、助成措置の相談窓口の設置に関すること。28. 設備復旧資金、運転資金の貸付に関すること。

5 関係周辺市町村（東通原子力発電所に係るもの：むつ市、横浜町、六ヶ所村）

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議等に関する事。2. 情報の収集・連絡体制の整備に関する事。3. 緊急時通信連絡網の整備・維持に関する事。4. 広域的な応援協力体制等に関する事。5. 環境放射線等モニタリングへの協力に関する事。6. 避難収容活動体制の整備に関する事。7. 専門家の搬送体制への協力に関する事。8. 緊急時の道路交通管理体制の整備に関する事。9. 防災活動用資機材の整備に関する事。10. 住民等への情報伝達体制の整備に関する事。11. 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事。12. 防災業務関係者に対する研修に関する事。13. 防災訓練の実施に関する事。14. 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等に関する事。15. 警戒本部の設置、運営及び廃止に関する事。16. 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。17. 屋内退避、避難誘導等の防護活動に関する事。18. 避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の供給に関する事。19. 飲料水飲食物の摂取、農林水産物の採取・出荷の制限及び解除に関する事。20. 緊急輸送の調整に関する事。21. 緊急時医療活動への協力に関する事。22. 住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に関する事。23. 風評被害の未然防止・影響低減のための広報活動に関する事。24. 災害に係る記録等の作成に関する事。25. 周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談体制の整備に関する事。26. 被災中小企業等に対する援助、助成措置の相談窓口の設置に関する事。27. 設備復旧資金、運転資金の貸付に関する事。

6 所在市町村に隣接する市町村（原子燃料サイクル施設等に係るもの：三沢市、野辺地町、横浜町、上北町、東北町、東通村）

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事。2. 情報の収集・連絡体制の整備に関する事。3. 広域的な応援協力体制等に関する事。4. 住民等への情報伝達体制の整備に関する事。

7 関係消防機関（下北地域広域行政事務組合、北部上北広域事務組合）

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 消防相互応援態勢の整備、緊急消防援助隊等の支援体制の整備に関する事。2. 道路機能の障害等の把握に関する事。3. 住民に対する広報及び指示伝達に関する事。4. 消火活動に関する事。5. 救急搬送・退避誘導に関する事。

8 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局 東北財務局（青森財務事務所） 東北厚生局 東北農政局 東北農政局（青森農政事務所） 東北森林管理局（青森分局） 東北経済産業局 東北運輸局 東京航空局（三沢空港事務所） 第二管区海上保安本部 （青森・八戸海上保安部） 仙台管区気象台（青森地方気象台） 東北総合通信局 青森労働局 東北地方整備局（青森河川国道事務所）	1. 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 2. 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3. 関係職員の派遣に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 1. 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 2. 金融機関に対する緊急措置等の指示に関する事。 国立病院における医療、助産、救護等の指示調整に関する事。 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。 主要食糧等の供給対策に関する事。 林産物の汚染対策の指導に関する事。 原子力施設の安全確保及び防災に関する協力に関する事。 陸上・海上輸送機関との連絡調整に関する事。 1. 原子力施設上空の飛行規制に関する事。 2. 緊急時における飛行場使用の総合調整に関する事。 1. 治安の確保に関する事。 2. 交通規制、円滑な輸送活動の確保に関する事。 3. 船舶に対する緊急通報、交通制限、禁止に関する事。 4. 海上におけるモニタリングの支援に関する事。 気象情報の迅速な提供のためのシステムの維持・管理に関する事。 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事。 労働者の被ばく管理の指導監督に関する事。 緊急時の道路交通管理体制の整備に関する事。

9 自 衛 隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第9師団 海上自衛隊大湊地方総監部 海上自衛隊第二航空群 航空自衛隊北部航空方面隊	1. 空からのモニタリング、海上におけるモニタリングの支援に関する事。 2. 被害状況の把握、避難の援助、搜索救助、消防活動、応急医療・救護、緊急輸送、危険物の保安及び除去等に関する事。 3. 救助・救急、輸送支援に関する事。

10 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話株式会社（青森支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	通信の確保に関する事。 通信の確保に関する事。 通信の確保に関する事。
日本赤十字社（青森県支部）	1．原子力災害等における医療救護に関する事。 2．義援金品の募集及び配分に関する事。
日本放送協会（青森放送局）	1．原子力防災に係る知識の普及に関する事。 2．災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。
核燃料サイクル開発機構 日本原子力研究所 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本通運株式会社（青森支店）	原子力災害時における防護対策の協力に関する事。 原子力災害時における防護対策の協力に関する事。 避難者の輸送に対する協力に関する事。 救助物資の輸送に対する協力に関する事。 救助物資の輸送に対する協力に関する事。

11 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
社団法人青森県医師会 輸送機関 （十和田観光電鉄株式会社、下北交通株式会社、社団法人青森県トラック協会） 放送機関 （青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社）	原子力災害時における医療救護に関する事。 避難者及び救助物資の輸送に対する協力に関する事。 1．原子力防災に係る知識の普及に関する事。 2．災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。

12 財団法人原子力安全技術センター防災技術センター

事 務 又 は 業 務
<ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングの支援に関する事。 2. 原子力防災に係る調査研究に関する事。 3. 原子力防災に係る研修に関する事。 4. 原子力防災に係る知識の普及啓発・資料公開に関する事。 5. 原子力防災専門官等への支援に関する事。 6. 緊急事態応急対策拠点施設機能の維持管理に関する事。 7. 緊急時における緊急事態応急対策拠点施設への支援に関する事。 8. 原子力防災活動への支援に関する事。

13 財団法人環境科学技術研究所

事 務 又 は 業 務
<ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングの支援に関する事。 2. 緊急時における緊急事態応急対策拠点施設への支援に関する事。 3. 原子力防災活動への支援に関する事。

1 4 公共的団体等

漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び緊急時医療関係医療機関等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、関係市町村等の防災関係機関が実施する防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。

1 5 原子力事業者（日本原燃株式会社、東北電力株式会社、財団法人核物質管理センター）

事 務 又 は 業 務
<ol style="list-style-type: none">1. 原子力事業所等の安全確保に関する事2. 情報の収集・連絡体制の整備充実に関する事3. 法令に基づく通報のための放射線測定設備の維持管理に関する事4. 防災関連情報の収集、蓄積に関する事5. 非常用通信機器の整備・維持に関する事6. 原子力防災組織の設置に関する事7. 原子力防災管理者等の選任に関する事8. 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事9. 原子力事業者間及び地方公共団体との連携体制の整備に関する事10. 放射能影響予測及び原子力施設の状態予測等を行うための機能の整備に関する事11. 防災資機材の整備に関する事12. 環境放射線等モニタリングの実施及び県のモニタリングに対する協力に関する事13. 放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関する事14. 防災訓練に関する事15. 防災業務関係者に対する研修に関する事16. 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等に関する事17. 防災知識の普及、啓発に関する事18. 原子力災害が発生した場合の原因の究明、再発防止対策に関する事19. 事業所内における消火活動、被災者の救助及び搬送に関する事20. 周辺住民等への情報提供に関する事21. 災害復旧対策計画の作成及び実施に関する事22. 被災者の損害賠償請求等への対応のための体制の整備に関する事

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、県及び所在市町村に防災業務計画の案を提出する。県は直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴くものとする。この場合において、原子力事業者は、防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日を明らかにする。県は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、その防災業務計画案について原子力事業者と協議するものとする。協議に当たっては、県は必要に応じて関係周辺市町村の意見を協議に反映させるものとする。また、原子力事業者は法令に基づき、原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届け出、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況についての届け出を国、県及び所在市町村に届け出るものとする。県は、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画（原子力編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠

点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1．情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努めるものとする。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(資料5 - 1 - 4 青森県非常通信協議会要綱)

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系の防災行政用無線(陸上移動局、携帯局)、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2．情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成確保に努めるとともに、必要に応

じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、所在市町村及び関係周辺市町村と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

原子力事業所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図(資料1-1-1~資料1-1-3)

社会的環境に関する資料

- ア 人口に関する資料(資料2-1-1~資料2-1-8)
- イ 道路及び陸上輸送に関する資料(資料2-2-1~資料2-2-4)
- ウ 港湾及び海上輸送に関する資料(資料2-3-1~資料2-3-3)
- エ ヘリポート及び航空輸送に関する資料(資料2-4-1~資料2-4-3)
- オ 報道機関、広報施設等に関する資料(資料2-5-1~資料2-5-7)
- カ 避難者収容施設に関する資料(資料2-6-1~資料2-6-2)
- キ 緊急時医療施設等に関する資料(資料2-7-1~資料2-7-2)
- ク 飲料水及び農林水産物に関する資料(資料2-8-1~資料2-8-7)

自然的環境に関する資料

- ア 環境モニタリングに関する資料(資料3-1-1~資料3-1-2)
- イ 気象・海象に関する資料(資料3-2-1)

防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄(資料4-1-1)
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 医療活動用資機材の備蓄・配備状況(資料4-1-2)

3. 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおりあらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

県と国、所在市町村等との間の専用回線網の整備

県は、国及び所在市町村等との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在市町村等との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(資料4-1-3 専用回線網の整備状況)

(2) 通信手段・経路の多様化

県防災行政用無線の活用

県は、県防災行政用無線について、適切な管理運用を行うとともに、原子力防災への活用に努めるものとする。

機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの活用に努めるものとする。

災害時優先電話等の活用

県は、NTT東日本等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

第6節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等を作成するなど必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、所在市町村等と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置する原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市町村及び関係周辺市町村とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市町村及び関係周辺市町

村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた作業グループを設け、国、県、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの作業グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4．防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国の安全規制担当省庁、内閣府、関係都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

5．広域緊急援助隊等

県警察は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、広域緊急援助隊等の県外部隊の援助要請体制の整備に努めるものとする。

6．消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について近隣市町村等による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

7．自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8．緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必

要な準備を整えておくものとする。

9．広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、関係都道府県等との応援体制の整備を図るものとする。

また、県は、原子力事業所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。

(資料5 - 1 - 2 原子力災害時の相互応援に関する協定)

10．対策拠点施設

(1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、主務大臣から意見を求められた場合は、意見を主務大臣に提出するものとする。

(2) 国、県、所在市町村、関係周辺市町村及び(財)原子力安全技術センター防災技術センターは、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(3) 国は、県、所在市町村、関係周辺市町村及び(財)原子力安全技術センター防災技術センター等と相互に連携して、対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うこととされている。

(資料5 - 1 - 3 緊急事態応急対策拠点施設の概要)

11．モニタリング体制等

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)実施要領の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 緊急時モニタリング実施要領の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するた

め、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

(3) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング本部とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及び本部長、チームの役割等を定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について定めておくものとする。

(6) 緊急時放射線影響予測システム

県は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線等テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

12. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

（資料5 - 1 - 1 国の派遣専門家）

第7節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター、学校等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、搬送用資機材・車両等の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、住民等の避難誘導・搬送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

(資料2-6-1～資料2-6-2)

3. 災害弱者の避難誘導・搬送体制等の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、高齢者、障害者、外国人、妊婦、乳幼児その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導・搬送体制等の整備に助言するものとする。

特に、放射線の影響を受けやすい妊婦及び乳幼児等について十分配慮するものとする。

4. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市町村及び関係周辺市町村に対し助言するものとする。

5. 避難所・避難方法等の周知

県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の搬送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、

医療等に関する専門家の現地への搬送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2．交通管理体制等の整備

- (1) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連施設について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。
- (3) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1．救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2．医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

また、県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急時被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

3．消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から関係消防機関及び所在市町村、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。

4 . 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(資料4 - 1 - 1 ~ 資料4 - 1 - 2)

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。
- (2) 県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政用無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県は、コミュニティー放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、有線放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第11節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発

県は、国、市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

放射性物質及び放射線の特性に関すること

- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 原子力災害時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- その他必要と認める事項に関すること

第12節 防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するよう働きかけるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努めるものとする。

- 原子力防災体制及び組織に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

1．訓練計画の策定

(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者等関係機関の協力のもと、

災害対策本部等の設置運営訓練

対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練

緊急時通信連絡訓練

緊急時モニタリング訓練

緊急被ばく医療訓練

周辺住民に対する情報伝達訓練

周辺住民避難訓練

等の防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- (2) 県は、安全規制担当省庁が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者等関係機関の協力のもと、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、安全規制担当省庁が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市町村、関係周辺市町村原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3. 実践的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、安全規制担当省庁の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むとともに、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 原子力施設上空の飛行規制

三沢空港事務所長は、航空機に対し、原子力施設付近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。

第15節 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定めるものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 特定事象発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府、所在市町村、関係周辺市町村、県警察本部、関係消防機関、最寄りの海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、所在市町村及び県警察本部に連絡することとされている。

県は、原子力事業者及び安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村、所在村に隣接する市町村、海上保安部、関係消防機関、自衛隊及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

原子力保安検査官等現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ安全規制担当省庁、所在市町村に連絡することとされている。

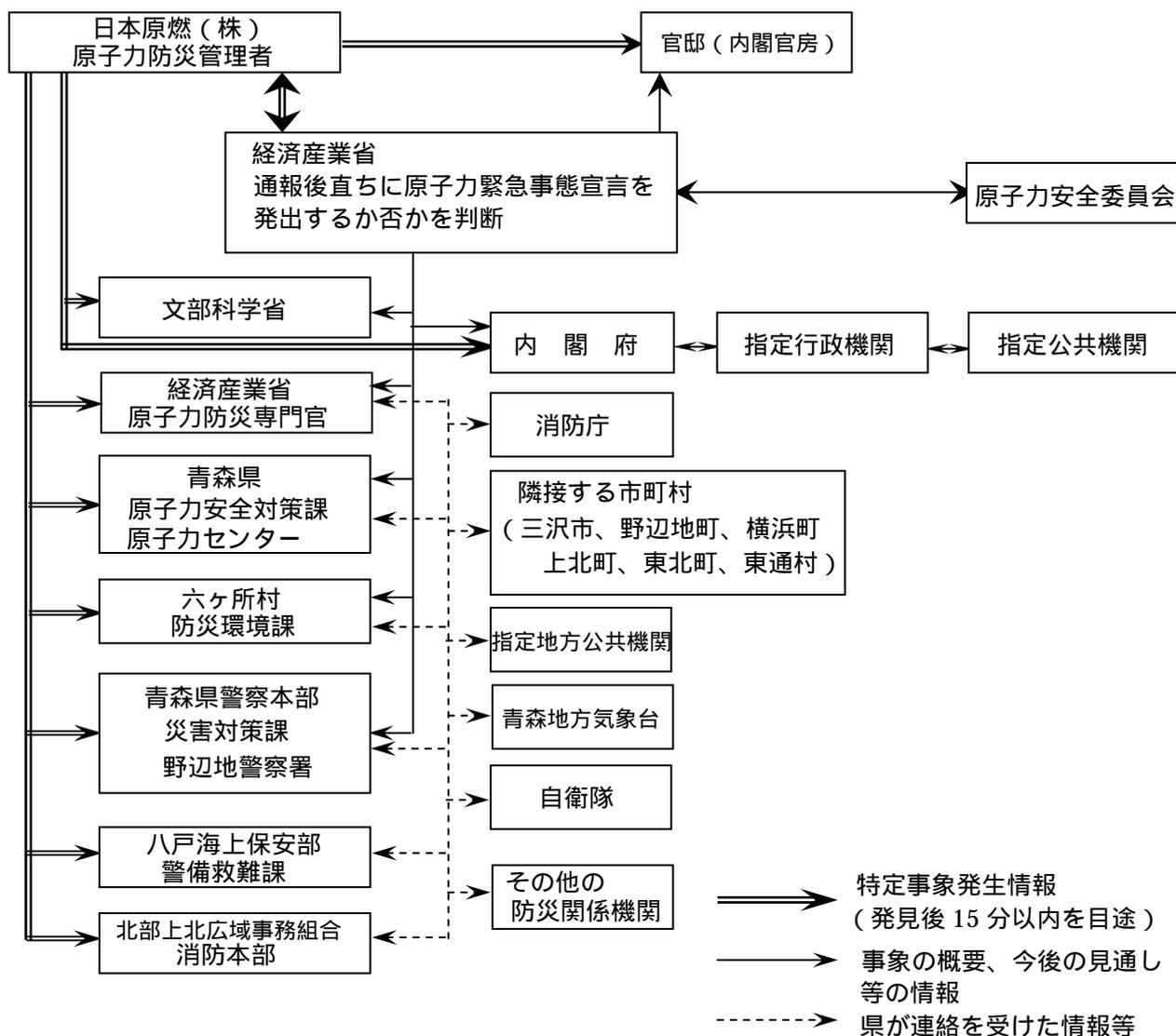
(2) 県が屋外固定型放射線測定器で特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

県は、通報がない状態において屋外固定型放射線測定器により、特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに安全規制担当省庁の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。

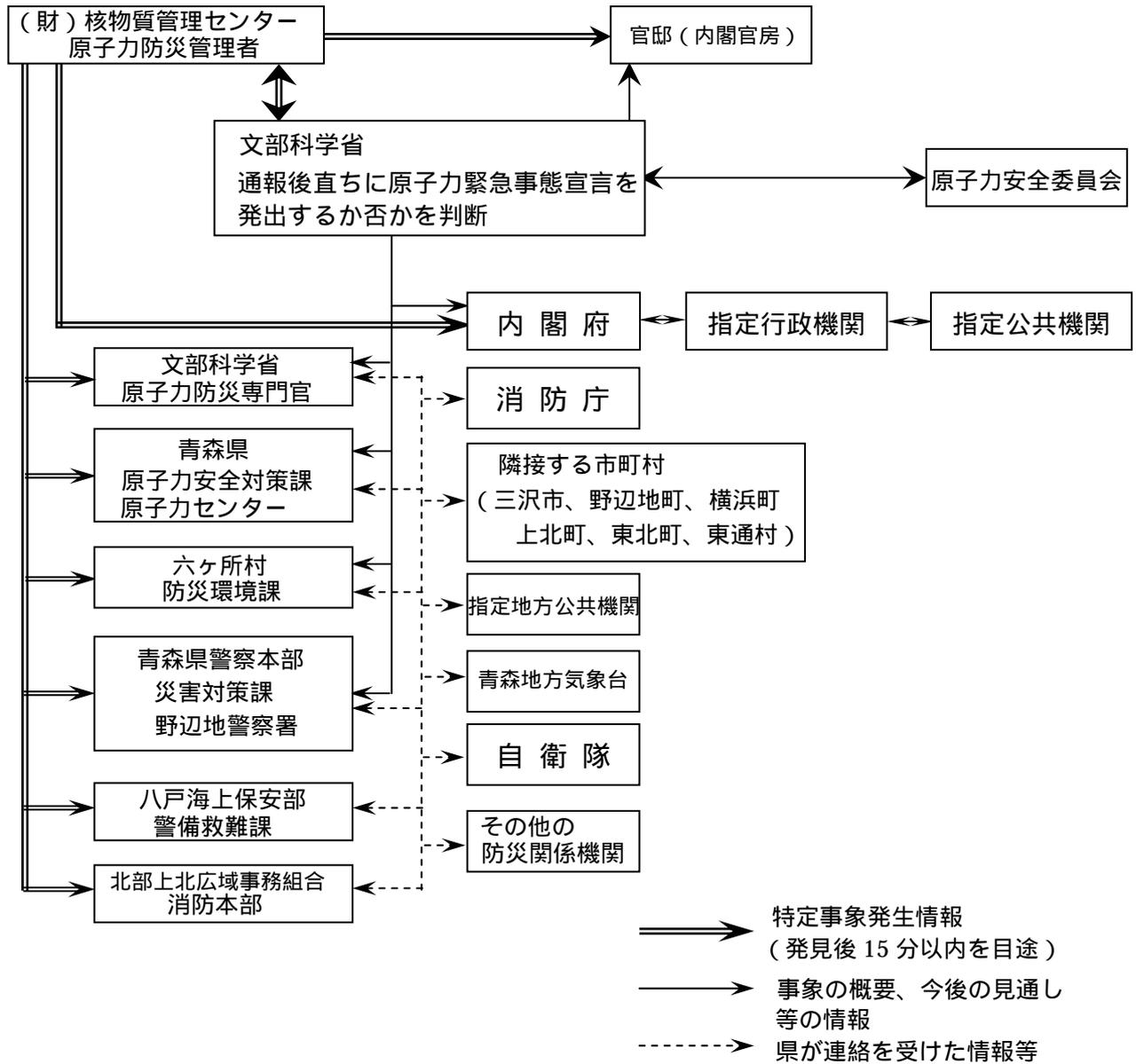
連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

特定事象発生時の連絡体制は次のとおりとする。

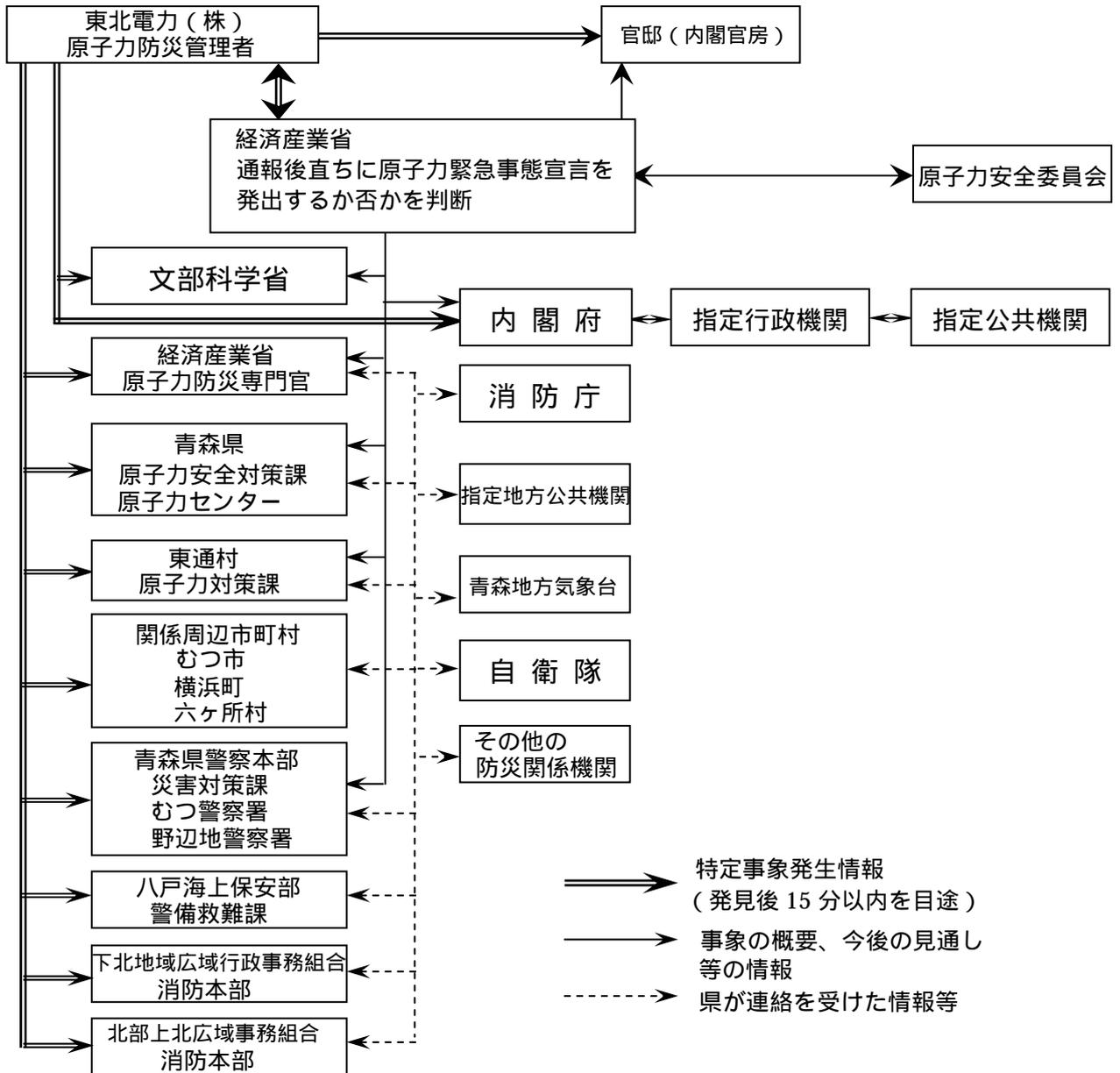
特定事象発生時の連絡体制（原子燃料サイクル施設）



特定事象発生時の連絡体制（保障措置分析所）



特定事象発生時の連絡体制（東通原子力発電所）



2. 応急対策活動の情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府、所在市町村、関係周辺市町村、県警察本部、関係消防機関、最寄りの海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

県は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

県は、関係周辺市町村、所在市町村に隣接する市町村及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

県、所在市町村及び関係周辺市町村は、それぞれが行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

（２）原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び市町村をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3．放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

（１）特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、安全規制担当省庁、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。さらに、緊急時モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。

（２）原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施要

領に基づき緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果をとりまとめ、対策拠点施設に派遣した職員に対し、連絡するものとする。緊急時モニタリングは、防護対策を迅速かつ有効に実施するため、次により段階的に実施するものとする。

第1段階のモニタリング

第1段階のモニタリングは、原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始し、この結果を、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに、予測線量の推定に用い、これに基づいて防護対策に関する判断を行う。

第2段階のモニタリング

第2段階のモニタリングは、事故状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線の放出が減少した時点で、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行う。

第2段階のモニタリングにおいては、積算線量及び人体への被ばく評価に必要となる環境中に放出された放射性物質を対象とし、この結果は各種防護対策の解除に用いる。

第3節 活動体制の確立

1. 特定事象発生の通報を受けた場合の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

警戒態勢

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため災害対策本部の体制に準じて次により災害対策本部室に原子力災害警戒本部を、対策拠点施設に原子力災害現地警戒本部を設置するものとする。

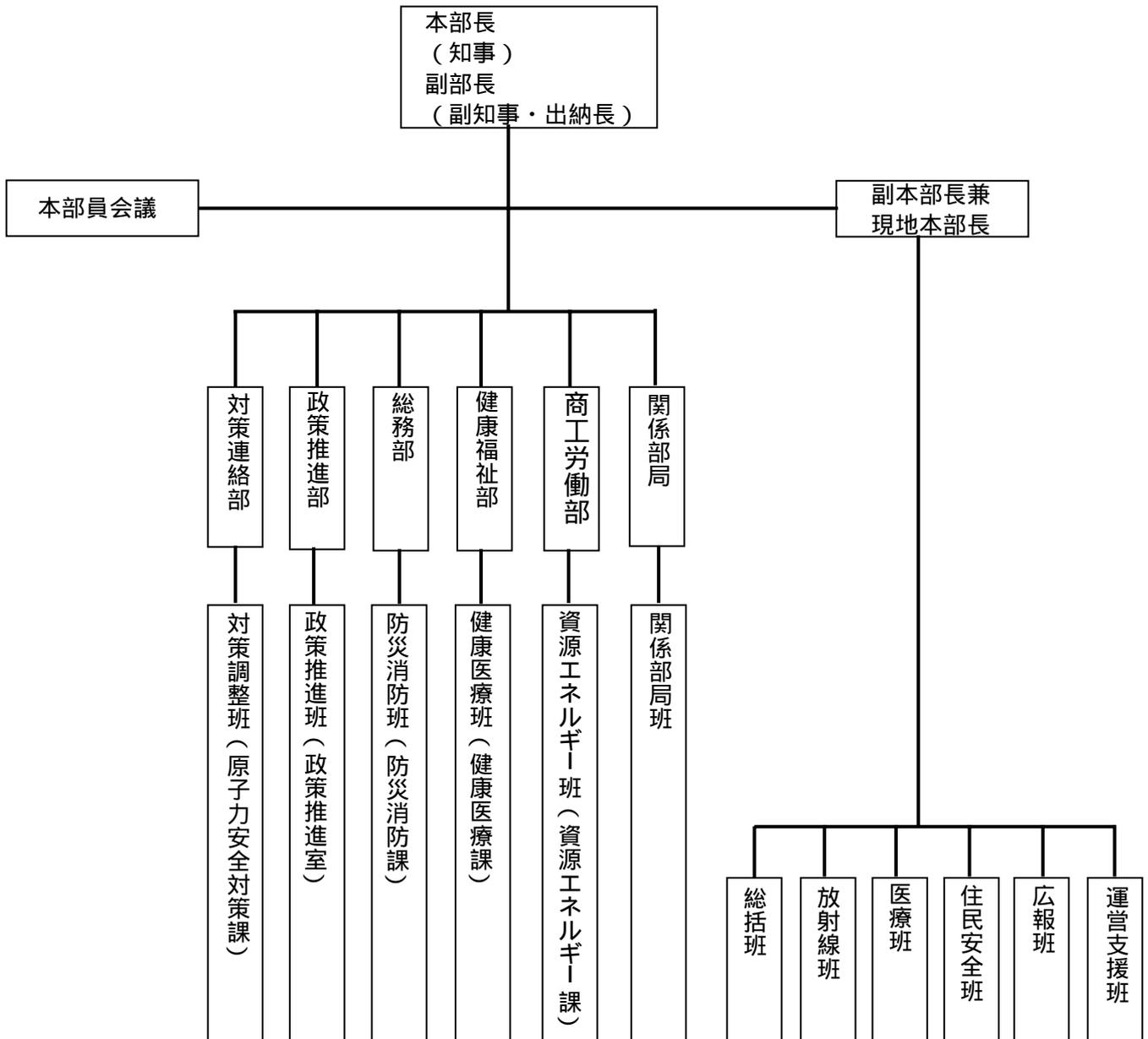
警戒本部の体制、所掌事務は次のとおりとする。

班 名	所 掌 事 務
対策調整班	1．警戒本部の設置、運営及び廃止に関すること。 2．現地警戒本部及び対策拠点施設との連絡調整に関すること。 3．国及び防災関係機関との連絡に関すること。 4．市町村長に対する指示及び連絡に関すること。 5．事故の状況、対策措置状況の収集、報告及び公表に関すること。 6．緊急時モニタリングに関すること。 7．放射線影響評価、解析に関すること。
政策推進班	報道機関との連絡調整に関すること。
防災消防班	1．県防災行政用無線の統制に関すること。 2．対策調整班の実施事項の応援に関すること
健康医療班	緊急時医療措置等の準備に関すること。
資源エネルギー班	対策調整班の実施事項の応援に関すること
関係部局班	関係部（局）班の災害応急対策の実施に関すること。

現地警戒本部の体制、所掌事務は次のとおりとする。

班 名	所 掌 事 務
総括班	現地警戒本部における情報管理に関すること。
放射線班	放射線影響評価・予測、緊急時モニタリングに関すること。
医療班	緊急時医療措置等の準備に関すること。
住民安全班	交通規制等の調整に関すること。
広報班	報道機関への対応、住民への広報に関すること。
運営支援班	現地警戒本部の管理に関すること。

原子力災害警戒本部の組織機構図



情報の収集

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官から助言等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

対策拠点施設の設営準備への協力

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直に対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

警戒態勢の解除

県は次の場合は警戒配備を解除するものとする。

ア 原子力施設の事故が終息し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(資料5-1-1 国の派遣専門家)

(3) 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は所在市町村長若しくは関係周辺市町村長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請するものとする。

2. 原子力緊急事態宣言発出時等の活動体制

(1) 災害対策本部の設置等

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、災害対策本部室に知事を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、副知事を長とする現地災害対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。また、災害対策本部長は、その権限の一部を現地災害対策本部長に委任することができるものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出前に災害対策本部を設置した場合は、その旨国へ連絡するものとする。災害対策本部及び現地災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終息し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(2) 災害対策本部等の組織等

災害対策本部等の主要な組織構成、所掌事務は次のとおりとする。また、本計画に特に定めのないものについては、青森県災害対策本部に関する規則等によるものとする。

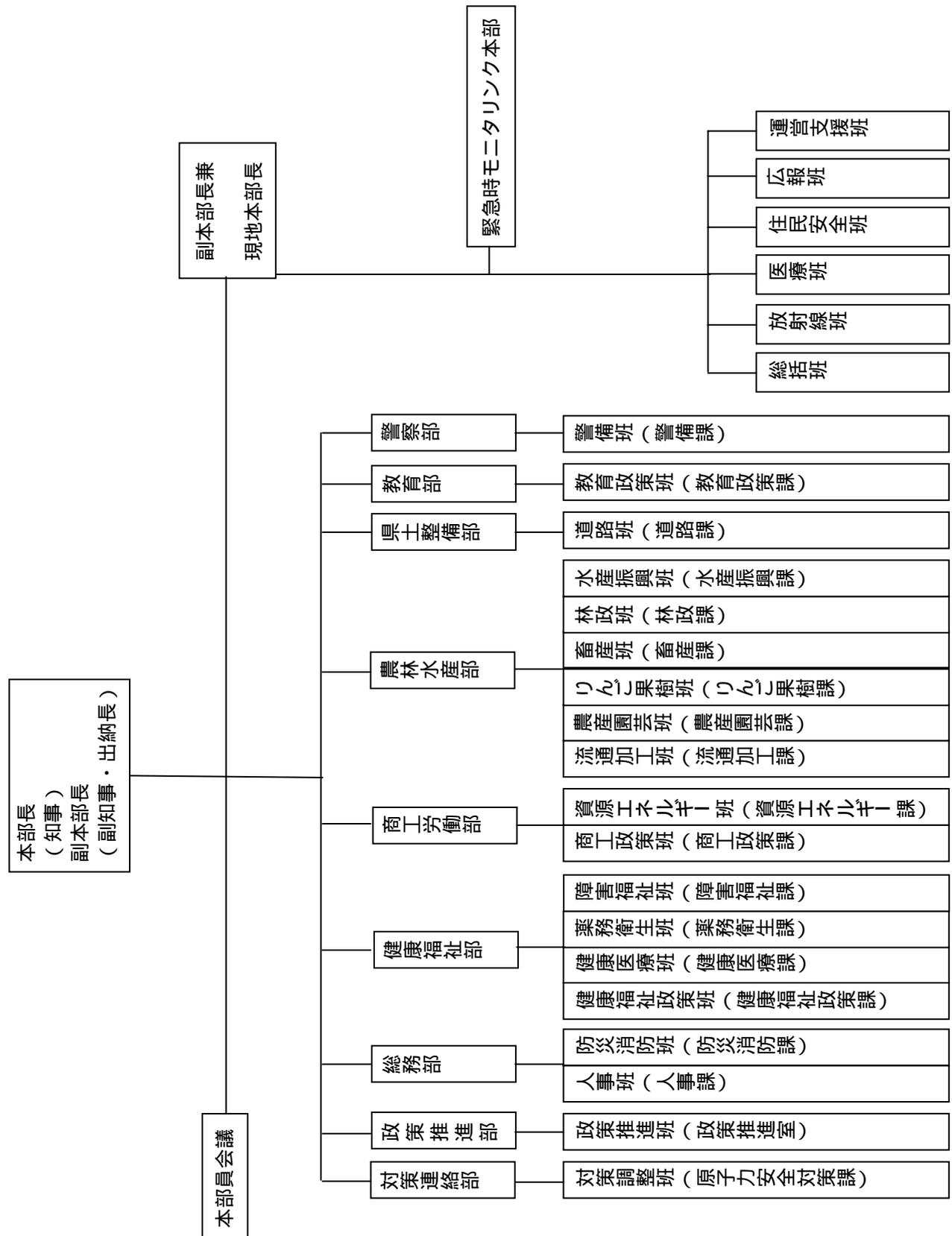
なお、対策調整班長は、原子力安全対策課副参事を持ってあてるものとする。

災害対策本部の体制、所掌事務は次のとおりとする

班 名	所 掌 事 務
対策調整班	1. 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。 2. 現地災害対策本部及び対策拠点施設との連絡調整に関する事。 3. 国及び防災関係機関との連絡に関する事。 4. 市町村長に対する指示及び連絡に関する事。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 6. 災害の状況、対策措置状況の収集、報告及び公表に関する事。 7. 緊急時モニタリングに関する事。 8. 放射線影響評価、解析に関する事。
政策推進班	報道機関との連絡調整に関する事。
人事班	関係都道府県等との広域的な応援に係る手続きに関する事。
防災消防班	1. 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関する事。 2. 災害時の移動無線の配置に関する事。 3. 対策調整班の実施事項の応援に関する事。
健康福祉政策班	災害救助法に関する事。
健康医療班	1. 緊急時医療対策に関する事。 2. 医薬品の確保に関する事。 3. 健康管理に関する事
薬務衛生班	1. 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。 2. 飲料水の供給に関する事。
障害福祉班	心の相談に関する事。
商工政策班	災害時における商工業に係る物資の流通対策に関する事。
資源エネルギー班	対策調整班の実施事項の応援に関する事。
流通加工班	1. 農作物及び水産物の出荷に関する事。 2. 災害時の応急食糧の供給に関する事。
農産園芸班	農作物の収穫及び出荷に関する事。
りんご果樹班	農作物の収穫及び出荷に関する事。
畜産班	畜産物の収穫及び出荷に関する事。
林政班	林産物の収穫及び出荷に関する事。
水産振興班	水産物の採取及び出荷に関する事。
道路班	道路交通の確保に関する事。

災害対策本部組織機構図

部 名	所 掌 事 務
教育部	文教対策及び教育施設との連絡に関すること。
警察部	1. 住民等に対する広報及び屋内退避、避難等の誘導に関すること。 2. 立入制限措置及び交通規制に関すること。 3. 治安の確保に関すること



(3) 現地災害対策本部の組織等

原子力災害の特殊性に鑑み、対策拠点施設内に副知事を現地本部長とし、各班、緊急時モニタリング本部からなる現地災害対策本部を設置するものとする。各班は、国、所在市町村等とともに合同対策協議会に設けられる機能グループを構成し、次に掲げる事務を所掌する。

現地災害対策本部の体制、所掌事務は次のとおりとする。

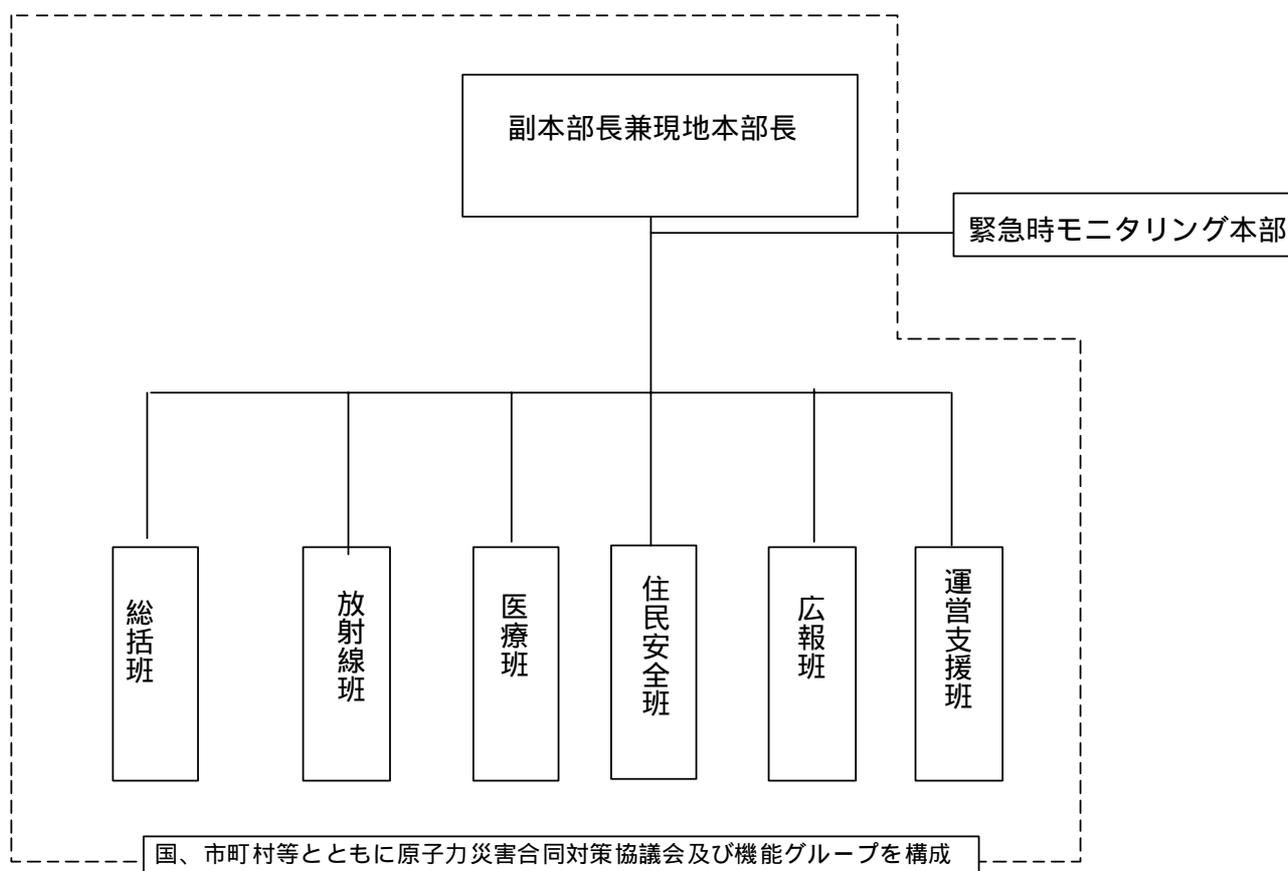
各班（機能グループにおける事務を含む）

班名	所掌事務
総括班	対策拠点施設における情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体総括 ・ 屋内退避 / 避難勧告素案作成 ・ 協議会運営 ・ 班間連絡・調整 ・ 国本部、県・所在市町村本部等との連絡調整
放射線班	放射線影響評価・予測 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被ばく線量の予測 ・ 屋内退避・避難勧告の検討 ・ 飲食物摂取制限勧告の検討 ・ 緊急時モニタリングに関する指示 ・ 緊急時モニタリングデータのとりまとめ ・ 緊急時モニタリング本部との連絡調整
医療班	緊急時医療措置に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急被ばく医療チームとの連絡調整 ・ 救護所の管理運営 被災者の医療活動の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 安定ヨウ素剤服用指示の検討 ・ 被ばくを受けた者の救急搬送の検討
住民安全班	被災者の救助活動及び社会秩序の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避・避難の検討 ・ 救助・救急活動の調整 ・ 交通規制等の調整 ・ 物資調達、供給活動の調整
広報班	原子力災害合同対策協議会での決定事項の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関への対応 ・ 住民への広報 ・ 住民からの問い合わせ等への対応
運営支援班	対策拠点施設の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策拠点施設参集者の食糧等の調達 ・ 対策拠点施設内の環境整備 ・ 対策拠点施設の出入管理 ・ 防災業務従事者の被ばく管理

緊急時モニタリング本部

所 掌 事 務
1. 緊急時モニタリングに関すること。 2. その他現地本部長が指示する事項に関すること。

現地災害対策本部の組織機構図



(4) 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、施設の状況の把握、モニタリ

ング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の県からの構成員等は次のとおりとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員

区分	構成員
緊急事態対応方針決定会議	現地災害対策本部長
全体会議	現地災害対策本部長 県警察本部警備部長 環境生活部次長 健康福祉部次長 原子力センター所長

機能グループ構成員

区分	構成員
総括班	原子力安全対策課長（副責任者） 原子力安全対策課職員 防災消防課職員 原子力センター職員 その他応援要員
放射線班	原子力センター所長（副責任者） 原子力センター職員 環境保健センター職員 環境管理事務所職員 その他応援要員
医療班	健康福祉部次長（責任者） 健康福祉こどもセンター保健部長（副責任者） 健康医療課職員 健康福祉こどもセンター職員 その他応援要員
住民安全班	環境生活部次長（責任者） 県警察警備部長（副責任者） 県警察職員 その他応援要員
広報班	原子力安全対策課総括主幹（副責任者） 原子力安全対策課職員 防災消防課職員 その他応援要員
運営支援班	原子力センター次長（副責任者） 原子力センター職員 その他応援要員

県との連絡員も含む

（ ）内は、合同対策協議会各機能班における役割

緊急時モニタリング本部の構成員

緊急時モニタリング本部	原子力センター安全監視課長 原子力センター職員 環境保健センター職員 環境管理事務所職員 その他応援要員
-------------	------------------------------------------------------------------

(5) 応援要請及び職員の派遣要請等

応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、必要があると認めるときには、県外部隊等の援助を要請するものとする。

(資料5 - 1 - 2 原子力災害時の相互応援に関する協定)

職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(6) 自衛隊の派遣要請等

原子力災害対策本部設置後においては、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は所在市町村長若しくは関係周辺市町村長から要請があった場合は、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

3. 防災業務関係者の安全確保

県は、原子力緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部(又は現地災害対策本部)及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、

災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

現地災害対策本部長、緊急時モニタリング本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、現地災害対策本部長は、所在市町村、関係周辺市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする

(3) 防災業務関係者の被ばく管理

防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50 mSv を上限とする。ただし災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100 mSv を上限とする。県は、防災業務関係者の被ばく線量を少なくするように配慮するものとする。

防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を現地災害対策本部に置くものとする。

県の被ばく管理を担う班は、現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

県の本部の被ばく管理を担う班及びモニタリング本部は、医療班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うべきことなどについての連絡、指示、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

県は、住民等の避難誘導に当たっては、所在市町村及び関係周辺市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

県は、所在市町村及び関係周辺市町村が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、所在市町村等が戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により行う住民等の避難状況の確認に協力するものとする。

県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標は次のとおりとする。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2. 災害弱者への配慮

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、妊婦、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、児童の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

3. 避難の勧告・指示の実効をあげるための措置

県は、所在市町村長及び関係周辺市町村長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

4．飲食物、生活必需品等の供給

県は、所在市町村及び関係周辺市町村からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認められた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

第5節 飲料水、飲食物の摂取制限等

1．飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように市町村に指示するものとする。

2．農林水産物の採取及び出荷制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は市町村に指示するものとする。

3．飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示したときは、県地域防災計画（風水害等編）第4章第9節（食料供給）及び第10節（給水）に基づき、市町村及び関係防災機関の長と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

（資料2 - 8 - 1～資料2 - 8 - 7）

飲食物摂取制限に関する指標は次のとおりとする。

飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: ¹³¹ I)
飲料水	3 × 10 ² Bq / kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜、芋類を除く)	2 × 10 ³ Bq / kg以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2 × 10 ² Bq / kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5 × 10 ² Bq / kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウラン
飲料水	20 Bq / kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	1 × 10 ² Bq / kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm の放射能濃度の合計)
飲料水	1 Bq / kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10 Bq / kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20 Bq / kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1 Bq / kgを適用するものとする。ただしこの基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

第6節 学校等における臨時休業等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、または授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合は、臨時休業等の措置をとるものとする。

なお、授業開始時刻以前に臨時休業等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努めるものとする。

第7節 治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第8節 緊急輸送活動

1．緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、所在市町村、関係周辺市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

負傷者、避難者等

対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村等に支援を要請するものとする。

県は、によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに、交通情報の提供を行うものとする。

県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応するものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、車両感知器等を活用して、交通状況の把握に努めるものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な交通規制及び交通情報の提供を行うものとする。

県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たり、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第9節 救助・救急、消火及び医療活動

1．救助・救急及び消火活動

- (1) 県は、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内の他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 県は、関係消防機関から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係消防機関に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

応援要請を行う消防機関の種別と人員

市町村への進入経路及び集結（待機）場所

2．医療活動等

(1) 医療体制

県は、医療班に各医療関係者等よりなるスクリーニングチーム、診断・除染チーム、救護チームを編成して緊急時医療活動を行うとともに、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関において緊急時医療活動を行うものとする。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院をはじめ地域の医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

緊急時医療関係者等は、必要に応じて、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の国の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどして、住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

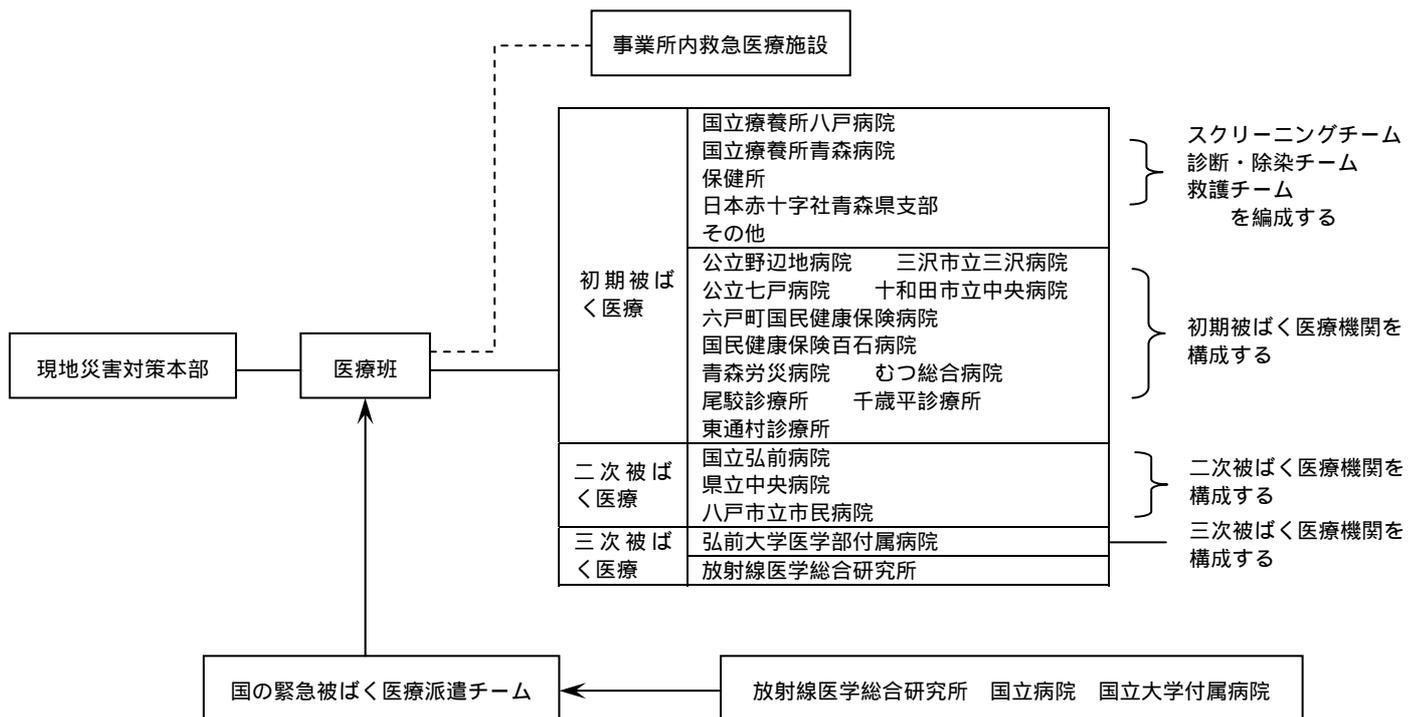
県は、原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

事業所内救急医療施設では、事業所内における傷病者の応急処置（応急医療、除染等）を行い、必要に応じ救急医療機関へ搬送する。

緊急時医療体制は次のとおりとする。

（資料2 - 7 - 1 ~ 資料2 - 7 - 2）



(2) 医療活動

医療活動は次により措置するものとする。

初期被ばく医療

- ・ 救護所（避難所）内における初期被ばく医療

避難所に避難してきた周辺住民等に対して、サーベイランス、スクリーニング、被ばく線量の

測定、除染、問診、応急措置などの初期対応を行うとともに、これらの情報管理などを行う。

・初期被ばく医療機関における初期被ばく医療

原則として、原子力事業者や救護所から搬送されてくる被ばく患者等の外来診療を行い、必要に応じて、二次、三次被ばく医療機関へ転送する。

また、被災地域の一次通過者や、医療処置を必要としない程度であっても、心理的不安から検査等を求めてくる住民などに対しても汚染検査などの初期対応を行う。

二次被ばく医療

初期被ばく医療の後、汚染の残存する者及び相当程度被ばくしたと推定される者に対しては、二次被ばく医療機関に転送して、精密な医学的検診、身体の放射能汚染の測定及び血液、尿などの検査により、被ばく線量の測定及び除染などの処置を行う。

三次被ばく医療

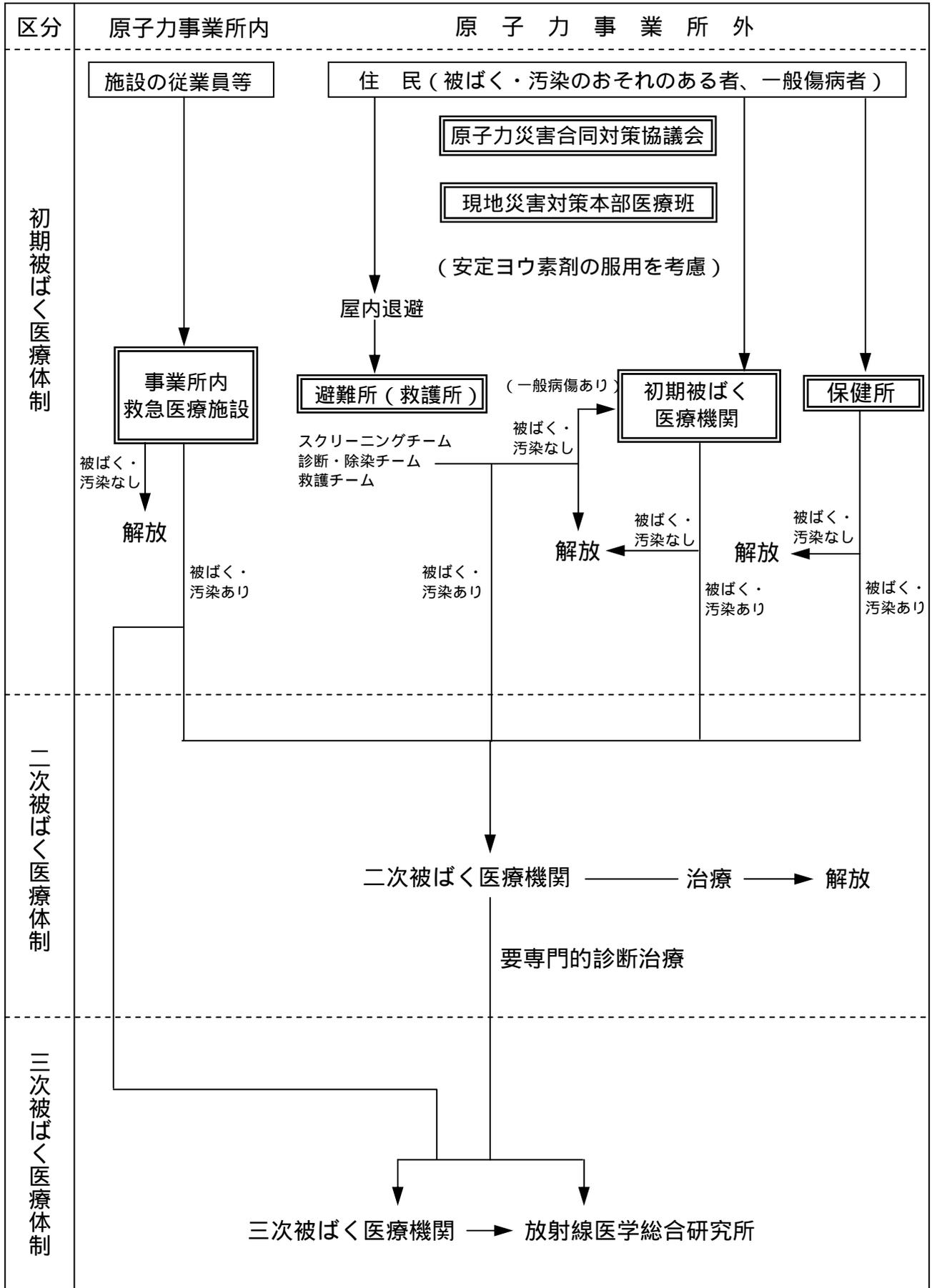
初期被ばく医療、二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的診断、治療が必要とされる者については、放射線障害専門病院に転送して、専門的診断、治療、経過観察等を行う。

(3) 青森県地域防災計画原子力編緊急時医療活動実施要領等

緊急時医療については、本計画で定めるほか、青森県地域防災計画原子力編緊急時医療活動実施要領等で定めるものとする。

緊急時医療活動の手順は次のとおりとする。

緊急時医療活動の手順図



第10節 住民等への的確な情報伝達活動

1．住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性に鑑み、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡を取りあうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(資料2 - 5 - 1 ~ 資料2 - 5 - 7)

2．住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第11節 核燃料物質等の事業所外運搬の事故に対する対応

核燃料物質等の事業所外運搬の事故については、事故の際に対応すべき範囲がきわめて狭い範囲に限定されること、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた事象発生場所を管轄する消防署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた事象発生場所を管轄する警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた事象発生場所を管轄する海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事象発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等の一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

1．災害地域住民の記録

県は、所在市町村及び関係周辺市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2．影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 . 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業セーフティネット資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第8節 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

また、学校等においては、被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行うものとする。

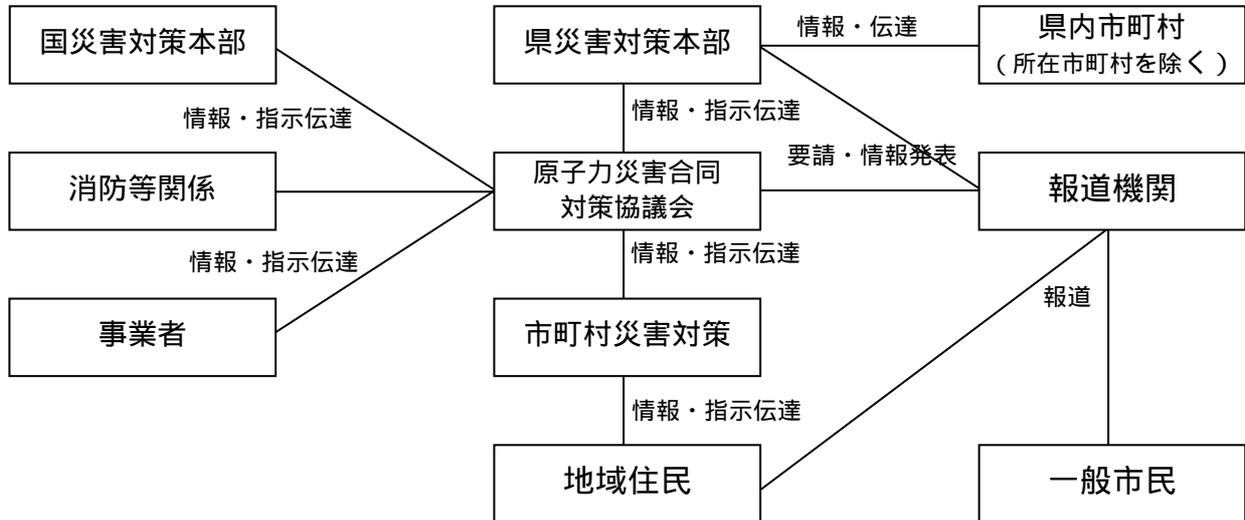
特に精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行うものとする。

第9節 物価の監視

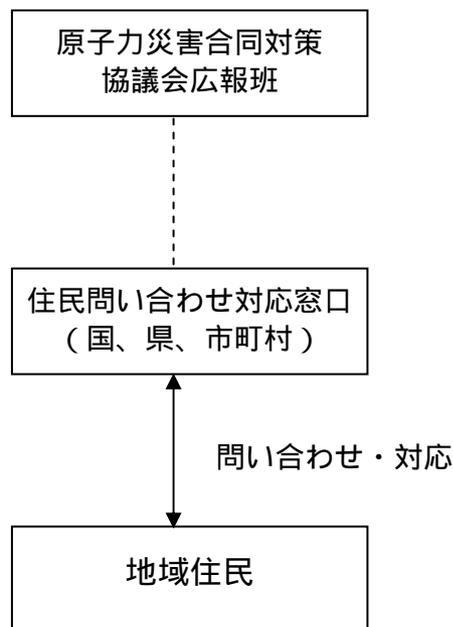
県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

広報体制、住民の問い合わせへの対応体制は次のとおりとする。

広報体制



住民の問い合わせへの対応体制



青森県地域防災計画

- 原子力編 -

昭和 47 年 3 月 作成

昭和 48 年 11 月 修正

平成 元 年 2 月 修正

平成 2 年 3 月 改正

平成 7 年 7 月 修正

平成 9 年 9 月 改正

平成 11 年 12 月 改正

平成 13 年 4 月 修正

平成 13 年 6 月 改正

平成 15 年 12 月 修正

編集発行 青森県防災会議

事務局 青森県環境生活部原子力安全対策課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話 代表 017 - 722 - 1111

内線 3765、3766

直通 017 - 734 - 9252